

令和5年度 第1回千早赤阪村地域公共交通協議会

日時：令和5年8月23日（水） 午後2時～

場所：くすのきホール 2階会議室

次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 議 題

- (1) 役員の選出について
- (2) 令和4年度事業報告について
- (3) 令和4年度決算について
- (4) 令和5年度事業計画（案）について
- (5) 令和5年度予算（案）について
- (6) 近隣市町との法定協議会設置に向けた検討について
- (7) その他

4. 閉 会

<配布資料一覧>

- 資料 1 役員の選出について
- 資料 2 令和4年度事業報告について
- 資料 3 令和4年度決算について
- 資料 4 令和5年度事業計画（案）について
- 資料 5 令和5年度予算（案）について
- 資料 6 千早赤阪村地域公共交通計画策定業務（案）について
- 資料 7 近隣市町との法定協議会設置に向けた検討について
- 参考資料 千早赤阪村地域公共交通協議会条例

令和5年度第1回千早赤阪村地域公共交通協議会出席者名簿

役職	氏名	所属等	備考
会長	稲山 喜与一	千早赤阪村副村長	
副会長	柳原 崇男	近畿大学工学部 准教授	
	猪井 博登	富山大学都市デザイン学部 准教授	
	野谷 将一	南海バス株式会社 常務取締役企画部長	
	北野 智洋	金剛自動車株式会社 運輸部次長	
	坂部 英嗣	近鉄タクシー株式会社 南大阪総合営業所 所長	代理出席
	小川 和彦	大阪第一交通株式会社 営業推進室 課長	
	坂本 頼幸	南海バス労働組合 組合委員	
	安達 良夫	小吹台北自治会長	
	浦野 功	中津原地区長	欠席
	川邊 清	千早赤阪村社会福祉協議会長	
	井関 弘明	千早赤阪村観光協会長	欠席
	内田 雅之	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局総務企画部門 首席運輸企画専門官	
	中村 洋一	国土交通省近畿運輸局 大阪運輸支局輸送部門 首席運輸企画専門官	欠席
	鬼追 弘臣	大阪府都市整備部 交通戦略室交通計画課長	
	高平 一哉	大阪府富田林土木事務所 地域防災担当参事兼地域支援・企画課長	
	安尾 弘二	大阪府警察本部 富田林警察署 交通課長代理	代理出席

役員を選出について

下記の者を千早赤阪村地域公共交通協議会監事に選任する

千早赤阪村地域公共交通協議会監事

氏

氏

令和 4 年度事業報告について

1. 令和 4 年度地域公共交通利用料助成事業

【目的】

外出するための移動手段の確保が困難な者の地域公共交通利用に要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便性と住民福祉の向上を確保する。

【対象者】

千早赤阪村内に住民登録がある方で、次の(1)～(4)に該当する方

- (1) 満 75 歳以上の方（令和 5 年 3 月 31 日までに誕生日を迎える方）
- (2) 身体障害手帳者 1 級・2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級
- (3) 妊産婦又は満 2 歳以下のお子さんがいる女子
- (4) 運転経歴証明書の交付を受けた方

【助成概要】

1 枚 500 円分の利用助成券を年間 24 枚/人（12,000 円分）交付しています。

令和 4 年度利用実績

単位：枚

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
大阪第一交通	412	374	325	269	256	254	289	262	184	132	107	75	2,939
近鉄タクシー	42	48	49	25	38	38	29	26	23	19	28	13	378
金剛タクシー	66	53	51	23	18	35	36	25	22	20	13	4	366
金剛バス	109	86	52	64	66	87	73	74	50	71	34	11	777
南海バス	1,265	444	411	310	241	233	343	226	223	181	154	74	4,105
合計	1,894	1,005	888	691	619	647	770	613	502	423	336	177	8,565

交付及び利用枚数実績

年 度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付者数（人）	236	453	517	563	606
交付枚数（枚）	2,980	9,750	11,760	12,834	13,864
利用枚数（枚）	2,016	5,419	7,495	8,297	8,565
利用率（％）	67.7	55.6	63.7	64.6	61.8

※利用率は利用枚数÷交付枚数

事業者別利用実績額

単位 (円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大阪第一交通	744,000	2,119,500	1,591,500	1,638,000	1,469,500
近鉄タクシー	139,000	309,500	245,500	201,500	189,000
金剛タクシー	125,000	280,500	190,000	256,000	183,000
金剛バス	-	-	288,500	327,500	388,500
南海バス	-	-	1,432,000	1,725,500	2,052,500
合計	1,008,000	2,709,500	3,747,500	4,148,500	4,282,500

※金剛バス、南海バスについては、令和2年度より利用対象に追加しました。

2. 公共交通 I Cカード整備事業

富田林市、太子町、河南町及び本村から金剛バスの IC カードシステム整備に対して補助金を交付する予定であったが、令和4年9月に同社から IC カードシステムの導入の見送る旨の通知があったため、システム導入には至らなかった。

3. 公共交通事業者燃料価格高騰対策事業

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、金剛自動車及び南海バスの2社に対し、燃料価格高騰対策補助金を交付した。

	補助金額 (円)
金剛バス	1,905,000
南海バス	590,000
合 計	2,495,000

令和 4 年度決算について

○歳入の部 (千円)

科目	予算額	説明
補助金	0	
繰越金	0	
雑入	0	
歳入合計	0	

○歳出の部 (千円)

科目	予算額	説明
事業費	0	
歳出合計	0	

令和 5 年度事業計画（案）について

1. 令和 5 年度地域公共交通利用料助成事業

令和 5 年度も令和 4 年度と同様に外出するための移動手段の確保が困難な者の地域公共交通利用に要する費用の一部を助成し、日常生活の利便性と住民福祉の向上を確保します。

（村当初予算）

地域公共交通利用料助成金 7, 200 千円

※千早赤阪村一般会計で対応

2. 地域公共交通計画の策定

（1）地域公共交通計画とは

地域公共交通計画とは、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。

国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方自治体が地域の移動に関する関係者を集めて「活性化再生法に基づく協議会（本日開催の協議会）」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等と個別協議を重ねることで作成していくものです。

地域公共交通計画は、地方公共団体による地域公共交通への積極的な関与が法律の面からも求められ、地域公共交通計画の策定が努力義務化となっています。

国土交通省は、地域公共交通の維持に係る支援として、「地域公共交通確保維持事業」に基づき、交通事業者等へ乗合バスの運行費等に対する支援を行っています。

令和 2 年 11 月の活性化再生法の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統の位置付けが補助要件化されました。今後も引き続き補助制度を活用するために、地域公共交通計画の策定が必要です。

（2）地域公共交通計画に記載する内容

- ・地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ・地域公共交通計画の区域
- ・地域公共交通計画の目標
- ・前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ・地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ・計画期間
- ・前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(3) スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仕様書・発注方法 の 検 討	→							
発注・契約準備		→						
素案作成		→						
会議開催	●			●				●
パブコメ					→			
案作成						→★		

計画策定

令和5年度予算（案）について

○歳入の部 (千円)

科目	予算額	説明
補助金	7,262	国補助金、村補助金
繰越金	0	
雑入	0	
歳入合計	7,262	

○歳出の部 (千円)

科目	予算額	説明
事業費	7,262	地域公共交通計画策定業務委託料 等
歳出合計	7,262	

千早赤阪村地域公共交通計画策定業務（案）

業務の目的

本村の地域公共交通は路線バスやタクシーが住民生活を支えているが、急激な人口減少、少子高齢化などにより地域公共交通を取り巻く状況は、極めて厳しい状況にある。

令和2年度に改正地域公共交通活性化再生法が施行されたことや、地域公共交通の現状や人口減少など社会情勢の変化を踏まえ、「千早赤阪村地域公共交通計画」を策定する。

業務内容

1. 計画準備

業務の目的・主旨を把握し、業務実施のための基本方針・工程計画・作業体制等を立案した業務計画書を作成する。

2. 現況調査・分析の実施

村の上位・関連計画と整合を図り、既存の各種基礎統計調査結果や地域公共交通利用状況調査結果などを活用・分析し、本村の地域特性を踏まえ地域公共交通の現況と課題を整理する。

(1) 各種計画との整合

- ・関係法令、国や府の計画等を把握。
- ・本村の第5次総合計画や都市計画マスタープラン等と本計画の整合を図る。

(2) 基礎統計調査等

- ・本村の地理的条件や人口統計等から地域特性を把握
- ・本村における地域公共交通の現状を把握

(3) 分析・課題整理

- ・上位・関連計画を踏まえ、基礎統計調査結果等に基づき、本村の地域公共交通の課題抽出

3. 地域公共交通計画（案）の策定

(1) 基本的な方針

総合計画や都市計画マスタープラン等の将来像と整合し、地域公共交通の基本的な方針を設定する。

(2) 計画の区域

移動ニーズや交通行動の傾向を基に計画の区域を設定する。

(3) 計画の目標

将来像と課題より、地域公共交通の目指す将来目標を設定する。

(4) 計画の目標を達成するために行う事業・実施主体

目標達成のために重点的な展開が必要な施策の全体像や具体的内容を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。

(5) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価するため、評価指標の設定とモニタリングの時期、方法等を明確にした評価計画と評価を踏まえた見直し方針を検討する。

(6) 計画の期間
関連する計画と整合を図り、期間を設定する。

(7) その他計画の実施に必要な事項
その他、地域公共交通の利用促進に向けて記載すべき事項について検討する。

4. パブリックコメント実施支援

パブリックコメントで提示する資料を作成するとともに、実施後、意見に対する本村の考えを検討する。

5. 協議会の運営支援

協議会の資料作成、議事録作成（要約）を行う。

6. 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間2回、完了時の計4回行うものとする。業務の遂行にあたり、監督職員と密に連絡をとり、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認する。

成果品

本業務の成果品を取りまとめ、次のものを納品するものとする。

- (1) 報告書 (A4 製本) 2部
- (2) 計画書 本編 (A4 100ページ程度)
- (3) 計画書 概要版 (A4、観音開き、1枚)
- (4) 上記の電子データ 1式

近隣市町との法定協議会設置に向けた検討について

1. 他市町との連携強化について

(1) 背景

急激な人口減少、少子高齢化が進行する中で乗務員不足や各種価格高騰の影響等、地域公共交通を取り巻く状況は、極めて厳しい状況にある。加えて労働法関連の2024年問題や大阪・関西万博を控え、地域公共交通の維持確保のための対策は喫緊の課題となっている。

(2) 他市町との連携強化について

本村や富田林市・太子町・河南町においては、地域と鉄道駅を結ぶ路線バスが移動手段として重要な役割を果たしている。そうした状況の中、路線バスの維持・活性化に向けた取組みを進めるうえで、沿線市町村がそれぞれ単独で検討を行うのではなく、一体となっていく方がより効率的・効果的であることから、沿線市町村との単なる連携強化ではなく、地域公共交通に関する施策等を議論する、法律に基づく会議体を設置する必要がある。

(3) 会議体の設置について

(3)の会議体として、関係市町村の区域における地域公共交通計画の作成に関する協議及びその実施にかかる連絡調整を行なう「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律59号)」第6条第1項の規定に基づく協議会及び地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する「道路運送法(昭和26年法律第183号)」の規定に基づく協議会がある。

今般、持続可能な公共交通の確保を目的として、これら2つの性質を併せ持つ法定協議会として、「(仮称)南河内 地域公共交通会議」を設置する。

2. 法定協議会設置について

(1) 委員

沿線市町村、学識経験者、関係各機関、公共交通事業者、住民等を委員とする。

(2) 要綱等の整備

沿線市町村が共同で法定協議会設置要綱等の整備を行う。

(3) 法定協議会の役割

①バス事業者への総合的な支援を行っていく

②上記バス事業者への支援のため、国の補助事業を活用するべく広域的な地域公共交通計画の策定検討を行っていく

○千早赤阪村地域公共交通協議会条例

平成26年3月31日条例第4号

改正

平成30年1月12日条例第2号

令和5年3月30日条例第7号

千早赤阪村地域公共交通協議会条例

(目的)

第1条 千早赤阪村地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地千早赤阪村役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域内の公共交通を確保・維持するための計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 前四号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 千早赤阪村

- (2) 学識経験者
- (3) 公共交通事業者及び公共交通事業者の運転手が組織する団体
- (4) 住民、公共交通利用者
- (5) 商工事業者及び関係団体
- (6) 近畿運輸局、大阪府、道路管理者及び公安委員会
- (7) 前各号に掲げる者のほか村長が必要と認める者

3 千早赤阪村は、協議会を主宰する。

4 委員は、第2項各号の区分に応じ、村長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員のうち行政機関等の職員については、前項の規定にかかわらず、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会長)

第6条 会長は、第4条第2項第1号委員とする。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(報酬)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の額は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例（昭和35年千早

赤阪村条例第2号)の定めるところによる。

(会議の運営等)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障を生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

6 前五項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(意見の聴取等)

第11条 協議会は、委員のほか、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第12条 委員は、協議会で協議が整った事項について、その結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営そのほか必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、千早赤阪村地域公共交通担当課内に事務局を置く。

2 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほかの事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納そのほか財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。